

IX. X. 民地、企業敷地内の建物または緑地等で疑わしいアリ類を発見した場合

民地、企業敷地内等で
疑わしいアリ類を発見

【一般区域】

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

<IX. 個体又は個体群の場合>

<X. 営巣していた場合>

- ① 発見したアリ類の簡易同定(スクリーニング)を実施
※肉眼で可 「3 同定方法」参照

- ① 発見したアリ類の簡易同定(スクリーニング)を実施
※アリ塚をいたずらに刺激しない
※肉眼で可 「3 同定方法」参照

土地所有者等

ヒアリかも?



- ② 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫

- ② 関係機関へ連絡

※殺虫は可能な範囲で
※可能なら③の時に
④を提供

- ④ アリ類の写真を
接写モード等で
撮影

- ③ 関係機関へ連絡
・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
☎0570-046-110
・中国四国地方環境事務所
☎086-223-1561
・岡山県自然環境課
☎086-226-7310
・関係市町村担当課

- ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
☎0570-046-110
・中国四国地方環境事務所
☎086-223-1561
・岡山県自然環境課
☎086-226-7310
・関係市町村担当課

- ⑤ 殺虫したアリ類
(死骸を含む)は
採取し保存

- ③ 念のため周辺の他のアリ
塚の有無を目視点検
※新たに発見→①へ

自己判断でベイト剤
を設置等しない!

自己判断でベイト剤
を設置等しない!

<<以降、県、関係市町村等の行政機関が対応>>

<<以降、県、関係市町村等の行政機関が対応>>

- 関係機関の連携により、防除対策、注意喚起等を実施
- 土地所有者等の協力により、発見場所におけるアリ類の生息確認調査、殺虫処理、専門家による種の同定
専門家によるヒアリ確認後
 - 発見場所周辺の立入制限(管轄警察署と協議)
 - 周辺の住民、学校、商業施設等への注意喚起
 - 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置

- 関係機関の連携により、防除対策、注意喚起等を実施
- 土地所有者等の協力により、発見されたアリ塚の調査、殺虫処理、専門家による種の同定
専門家によるヒアリ確認後
 - 発見場所周辺の立入制限(管轄警察署と協議)
 - 周辺住民、学校、商業施設等への注意喚起
 - 殺虫剤によるアリ塚の駆除
※「4 駆除方法」参照
 - 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置

<モニタリング調査等>

※ 週1回程度のモニタリング調査(粘着トラップ等)を1か月間継続 / ベイト剤設置(1か月間)

※ 定期的なモニタリング調査等を1年程度継続

X. 民地、企業敷地内の建物または緑地等で疑わしいアリ等を発見した場合 (営巣していた場合)

<マニュアル対象者>

【一般区域】

・住民 ・民間企業 ・関係行政機関（市町村、県、警察等）
--

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

①	<p>発見したアリ類の簡易同定(スクリーニング)を実施する（アリ塚をいらずらに刺激しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。 ・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照 ・営巣地のヒアリを刺激すると危険なため、アリ塚には近寄りすぎないようにする。 ・生きたアリ類には絶対に触れない。 ・目視等による確認の結果、疑わしい場合は関係機関へ連絡する。 ・確認時は緊急用にエアゾール式殺虫剤を携帯しておく。
②	<p>関係機関へ連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。 ・可能であれば、アリ塚の現場写真等を提供する。（遠景でよい。）
③	<p>念のため、周辺の他のアリ塚の有無を目視点検する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見場所周辺で、他にも営巣している可能性があるため、念のために確認する。 ・巣から離れたアリ個体にも注意する。 ・調査で新たにアリ塚を発見した場合は①の手順へ戻る。 ・在来アリに影響するため、自己判断で予防のためのベイト剤設置等を行わないこと。
<p>≪以降、県、関係市町村等の行政機関が対応≫</p> <p>○関係機関で対応を協議し、連携、協力して防除対策、注意喚起等を実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 土地所有者等の協力により、発見場所におけるアリ塚の調査、殺虫処理、種の同定を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて発見したアリ塚の調査及び必要に応じ殺虫処理を行い、コロニーの状況把握と専門家による同定を行う。 ・ベイト剤設置は、在来アリにも影響するため、原則、ヒアリ確定後とする。（忌避剤等があれば拡散防止のための使用は可） <p><専門家によるヒアリ確認後></p> <p style="margin-left: 20px;">b. 発見場所周辺の立入制限（管轄警察署と協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場状況に応じ発見現場への立入制限を検討する。（管轄警察署への協議が必要） <p style="margin-left: 20px;">c. 周辺の住民、学校、商業施設等への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見場所周辺の住民や付近に多数の人が集まる学校や商業施設等がある場合は、注意喚起を行う。 （※留意施設等：保育・幼稚園、小中学校、病院・福祉施設、公民館、その他） <p style="margin-left: 20px;">d. 殺虫剤によるアリ塚の駆除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の状況に応じ、安全かつ効果的なアリ塚の駆除方法等について検討の上、薬剤を選択し駆除を実施する。※「4 駆除方法」を参照 <p style="margin-left: 20px;">e. 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、ヒアリ拡散の有無の確認と防止のため、発見場所周辺での分布確認調査やベイト剤設置等を行う。 ※「5 調査方法」を参照 	
<p><モニタリング調査等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリ生息確認のため、発見場所周辺で週1回程度のモニタリング調査(粘着トラップ等)を1か月間程度継続する。（新たに発見された場合は①へ戻る） ・ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月毎に行う。 ・1か月間のモニタリング調査終了後、月1回ペース程度で1年間程度調査を継続する。 	